

## 教会暦と聖書の流れ

マルコ福音書では、2 回目の受難予告(9 章 31 節)の後に、イエスのさまざまな行動や言葉が伝えられています。先週の箇所(9 章 38-50 節)に続くきょうの箇所では、当時、社会的な立場・評価の低かった女性と子どもに対するイエスの態度が示されています。ここには、イエスがいのちがけで伝えようとした神(アッパ)の心がよく表れていると言えるでしょう。

## 福音のヒント

(1) イエスの時代の「離縁」の問題と現代の「離婚」の問題は同じではありません。圧倒的な男性優位の社会でしたから妻の側からの離婚の申し出や協議離婚などありえず、「離縁」といえばそれは一方的に「夫が妻を追い出すこと」だったのです。

この「離縁」について、申命記にはこう規定されていました。「人が妻をめとり、その夫となってから、妻に何か恥ずべきこと



を見だし、気に入らなくなったときは、離縁状を書いて彼女の手渡し、家を去らせる」(申命記24章1節)。この律法は「離縁」のために2つの条件をつけています。1つは「何か恥ずべきことを見だし」です。夫が妻を離縁するためには、妻の側に明らかな落ち度がなければなりません。もう1つは「離縁状を書いて彼女の手渡し」で、これは追い出された女性に再婚の可能性を保証することでした。ただ家を追い出されただけでは、前の夫との関係が切れていないので、再婚できません。男性優位の社会の中で女性が一人で生きていくのは、非常に困難なことでした。そこで、追い出される女性にせめて再婚の可能性を保証することが求められたのです。これは紀元前のイスラエル社会の中では、女性の立場を少しでも守ろうとしている規定だと言えます。

(2) ところで、イエスの時代、律法学者の中にヒレル派とシャンマイ派という有力な2つの派があったことが知られています。この箇所についての解釈はこの2派で分かれていました。シャンマイ派は「何か恥ずべきこと」を妻の側の異性関係の問題と解釈したのに対して、ヒレル派は「何か」と「恥ずべきこと」を分けて読み、この「何か」にはもっといろいろなことが含まれるとしました。有名な例に「夫の食べ物を過ぎて焦がしてしまう」というのがあります。つまり、妻のどんな小さな落ち度でも、夫が気に入らなくなれば、離縁する正当な理由になったのです。一般にこのヒレル派の解釈が通用していました。だから、きょうの箇所ではイエスの対話の相手も「モーセは、離縁状を書いて離縁することを許しました」(4節)と言い、「何か恥ずべきこと」という条件は無視しています。「離縁状さえ書けば、妻を離縁してよい」これが当時の一般的な考えでした。律法学者は皆、男性でした。何百年かの間に、この律法は男性に都合のいいように解釈されていったのです。

(3) イエスは当時の社会の中で、夫に追い出され、路頭に迷う多くの女性たちを見ていたのでしょう。断固として離縁に反対します。神の心は、夫が妻を離縁することを許すことではない、とイエスは主張します。そして、モーセの時代よりもさかのぼり、人間の創造の物語について語ります。「神は人を男と女とにお造りになった」(6節)は創世記1章27節の引用です。神にかたどって創造された男女が神の前に対等であることを語る箇所です。「それゆえ、人は父母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる」(7-8節)は創世記2章24節の引用です。そして結論として、イエスはこう言います。「神が結び合わせてくださったものを、人は離してはならない」(9節)。

妻とは何か？ それは神が与えてくださったかけがえのないパートナーではないか。妻を自分の都合がよければ家に置いておき、都合が悪くなれば追い出せるようなものと考えるのはおかしいではないか…ということでしょう。イエスは律法の規定や結婚という制度を守ろうとしているのではなく、その中に生き、苦しんでいる一人ひとりの人間(ここでは弱い立場にいた当時の女性たち)を守ろうとしているのではないのでしょうか。このように見るとイエスの言葉は「新しい律法」ではなく、まさに「福音(よい知らせ)」なのです。

(4) 11-12節は一般的に離婚を禁じる言葉ですが、ここには「妻を離縁して他の女を妻にする者」(つまり男性)だけでなく「夫を離縁して他の男を夫にする者」(女性)のことが書かれています。これは前に述べたように、イエスの生きていたユダヤ社会ではありえないことでした。しかし、初代教会が地中海沿岸に広がる中では、このような地域もあったと考えられます。こう考えると、これはイエスご自身の言葉ではなく、初代教会の人々がイエスの言葉を受け取って、それを厳格に守ろうとする中で、付加された言葉のようです。

初代教会の人々は、イエスの言葉を「新しい掟」として受け取りました。キリスト教は結婚の絆を非常に重要視し、神聖なものと考えようになりました。それは確かに古代社会一般の中で女性の立場を守る役割を果たしたと言えるでしょう。しかし、掟には危険があります。「掟さえ守ればいい=離婚さえしなければいい」となってしまう危険です。本来のイエスの言葉の意味は「離婚してはいけない」という掟ではなく、結婚とは、互いに相手を神が結び合わせてくださったかけがえのない相手として大切にすることではないか、ということだったのではないのでしょうか。

(5) イエスの時代のユダヤでは子どもは「無能力者」の代表でした。人間として価値を認められるのは、律法を学び守ることであり、この基準からすれば、無知で無力な子どもは無価値であると見なされていました。イエスの弟子たちでさえ子どもたちを追い払おうとしたのは、そういう社会だったからです。イエスは違います。14節「神の国はこのような者たちのものである…」。アッパ(父)である神は人の能力や功績にかかわらず、すべての人を愛し、それゆえ小さく無力な者に目を注いでくださる。人は誰でもその神の愛を恵みとして受け入れ、信頼をもって自分をゆだねていくのが本来のあり方ではないか！

イエスはわたしたちの人に対する見方に挑戦してきます。「自分にとって都合がいいかどうか、どれだけ役に立つか」という見方ではなく、目の前の人を神が出会わせてくださった人、同じ神の子ども・自分の兄弟姉妹として見るべきではないか、と。